

電気通信番号の犯罪利用対策に向けた 制度見直しの検討について(案)

令和6年7月23日

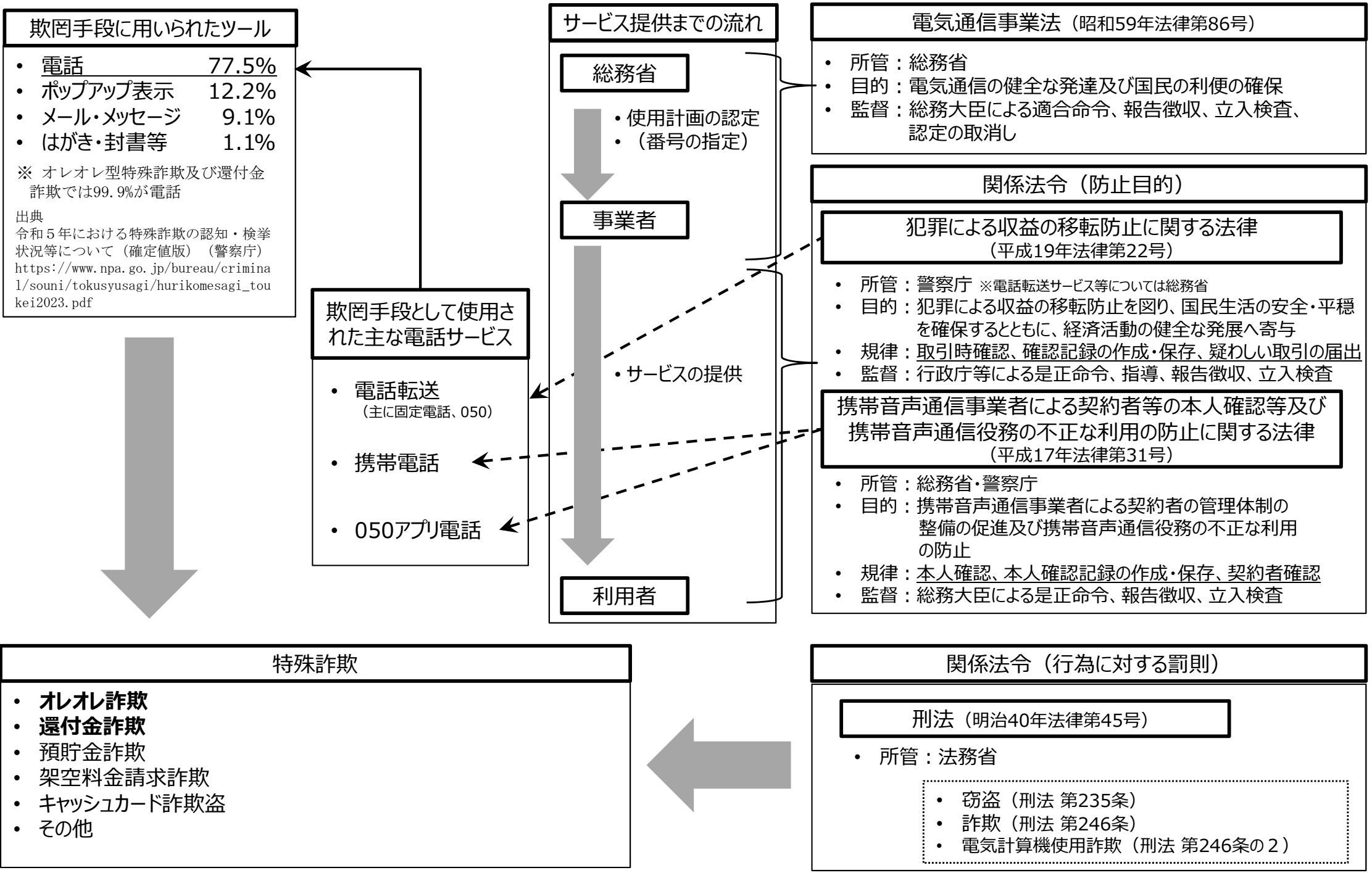
電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿

- 電気通信番号は、ITU（国際電気通信連合）が定める国際的なルールによって桁数等の制約がある有限希少な資源。
- 通話サービスだけでなく、SMS等の多様なサービスにも利用されており、これらのサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号は重要なインフラを構成するもの。
- 固定電話網のIP網への移行やIoTの普及等によって、電気通信番号のニーズは高まっている。

あるべき姿

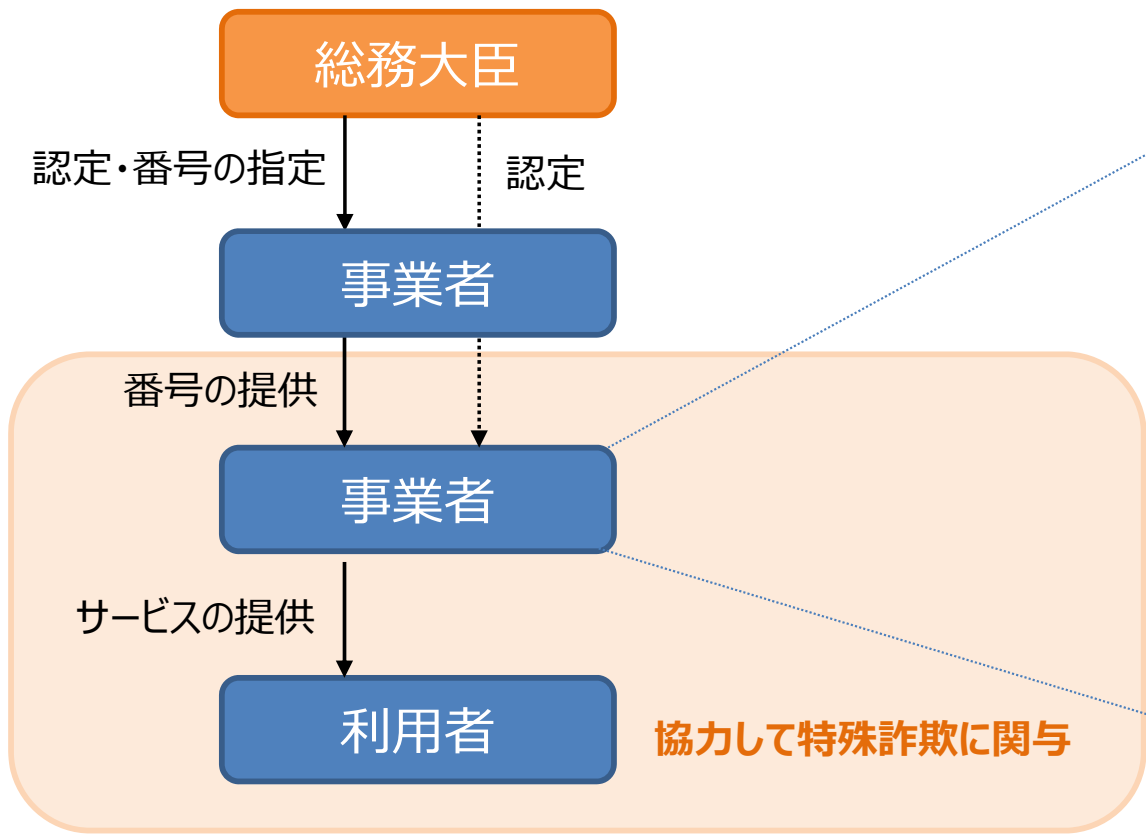
- 国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること
 - 電気通信番号が使用されているサービス（固定電話、携帯電話等）を利用者が安心して使えるようにすること
-
- これを実現するためには、総務省（電気通信事業を所管）、警察庁（犯罪対策等）、電気通信事業者など様々な主体がそれぞれの立場で対策を講じ、連携していく必要がある。
 - 電気通信事業法は、電気通信番号の有限資源性を踏まえ、その適正な管理を目的に電気通信番号制度を規定している。犯罪に利用された電気通信番号は、一定期間使用されないケースも多く、これは電気通信番号の有限資源性の観点から問題であるといえ、電気通信番号の犯罪利用については、電気通信事業法の範疇において、一定の対策を講じることが可能と考えられる。
 - このため、まずは、電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討し、そのような対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策について検討を継続していくことが適当ではないか。
 - 並行して、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当ではないか。

(参考) 特殊詐欺の関連法令の全体像



電気通信番号制度の見直しの意義

- これまで、様々なサービスを活用した犯罪への対策としては、当該サービスを提供する事業者と利用者間に着目し、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下「犯収法」という）及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）」（以下「携帯電話不正利用防止法」という）によって、利用者に対する本人確認が義務づけられている。
- 一方、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、使用できるようになった電気通信番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺の幫助として実刑を受けているケースが顕在化している。また、そのように犯罪に利用された電気通信番号は一定の期間、使用されないことも多い。
- このため、事業者・利用者間のレイヤーより上のレイヤー、つまり、事業者が番号の使用が可能となる段階において、電気通信番号の適正な管理の観点から、電気通信番号制度の見直しを行う必要がある。
- また、このような見直しを行うことは、特殊詐欺の犯罪対策としても有効と考えられる。



制度の見直しについて

- 欠格事由の見直し
- 事業者における取組み
- 認定基準・認定の取消事由の見直し

欠格事由の見直し

- 欠格事由は、行政庁の判断により許認可の対象として適切ではないと考えられる者をあらかじめ許認可の対象から排除するものである。しかし、行政庁の裁量が過大にならないよう、その内容はあらかじめ明確に示すこと、また、一般国民の経済活動の自由等を制限をする側面もあるため、内容には合理性、必要性があることが求められると考えられる。
- 今回の見直しの目的が、電気通信番号の特殊詐欺への犯罪利用を排除することにより、電気通信番号の適正な管理を担保することであることを踏まえれば、欠格事由に追加する項目は、その原因である特殊詐欺として立法事実のある犯罪を特定して定めることが適切ではないか。
- 令和3～5年における特殊詐欺の罪状を踏まえると、窃盗（刑法第235条）、詐欺（刑法第246条）及び電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2）を欠格事由として規定することが考えられる。

○ 刑法（明治40年法律第45号）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（詐欺）

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（電子計算機使用詐欺）

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

特殊詐欺などの検挙件数

罪名等		令和3年	令和4年	令和5年
特殊詐欺	検挙件数（件）	6,600	6,640	7,212
	検挙人員（人）	2,374	2,458	2,455
詐欺・電子計算機使用詐欺 （オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、 還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、 その他の特殊詐欺）	検挙件数（件）	4,639	4,507	5,296
	検挙人員（人）	1,777	1,915	1,962
窃盗 （キャッシュカード詐欺盗）	検挙件数（件）	1,961	2,133	1,916
	検挙人員（人）	597	543	493

特殊詐欺認知・検挙状況等(令和5年・確定値)について 統計データ（警察庁）

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.xlsxより事務局作成

欠格事由の運用について

- 今回の欠格事由の追加は、現行の欠格事由と異なり、総務省が所管していない法令に関するものとなるため、その適切な運用が課題となる。
- 他の法律を確認したところ、所管外の法令を欠格事由として規定している例は存在している。
- この場合、運用としては、欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させたうえで、当該誓約書に疑義があると認められる場合は、市町村等に犯歴等の照会を行うこととしているのが一般的である。(例:民間事業者による信書の送達に関する法律)
- このため、番号制度でも、認定の申請時（変更申請時を含む）に欠格事由に該当しない旨の誓約する書面を提出させることが考えられる。なお、電気通信事業法第9条による登録の申請も、欠格事由に該当しないことを誓約する書面を添付が義務づけられている。
- また、認定後においても欠格事由の非該当性を担保するため、年1回の使用状況報告の際に、欠格事由該当性の有無について報告を求められることが考えられる。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

（事業の許可）

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三（略）

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三（略）

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）

（添付書類）

第七条 法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一～八（略）

九 法第八条各号に該当しないことを示す書類

（参考）電気通信事業法第10条第2項に係る誓約書の様式

様式第2（第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名

法人番号（13桁）

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス

登録（登録の更新）（認定）（認可）申請者（報告を行う電気通信事業者）（電気通信事業を承継した者）が電気通信事業法第12条第1項第1号から第3号まで（電気通信事業法第12条の2第2項の規定により準用する同法第12条第1項第1号から第3号まで）（及び）（第118条第1号から第3号まで）に該当しないことを誓約します。

制度の見直しについて

- 欠格事由の見直し
- 事業者における取組み
- 認定基準・認定の取消事由の見直し

事業者における取組

- 欠格事由の追加によって、番号の特殊詐欺への使用を排除し、番号の適正な管理が一定程度可能となるが、これには制度面としての限界があるため、実態として、悪質事業者に番号を特殊詐欺に使わせないようにすることで、番号の有効利用を図ることが重要と考えられる。
- 特殊詐欺のケースでは、悪質事業者が他の事業者から番号の提供を受けている状況を踏まえれば、事業者が他の事業者に番号を提供しようとする際に、何らかの取組を講じることが適当ではないか。
- また、取組の対象とする番号の種別は、義務づけの合理性、必要性の観点から、特殊詐欺に利用されているエビデンスのある固定電話番号（0AB～J番号）、音声伝送携帯電話番号（070/080/090）及び特定IP電話番号（050）に限ることが適当ではないか。

番号利用停止等の実施状況

TCA

関係機関等と連携した取組みにより、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与してきた

実施状況は以下のとおり

- 令和5年中の利用停止等の件数(令和5年1月1日から12月31日)
 - ・ 固定電話番号 866件
 - ・ 050IP電話番号 7,302件
 - ・ 新たな固定電話番号等の提供拒否要請 6件
 - ・ 新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する固定電話番号等の利用停止等要請が4事業者について行われ、在庫番号3,270番号を利用停止
- 令和5年末までの利用停止等の件数(運用開始から令和5年12月31日)
 - ・ 固定電話番号 12,665件
 - ・ 050IP電話番号 9,482件

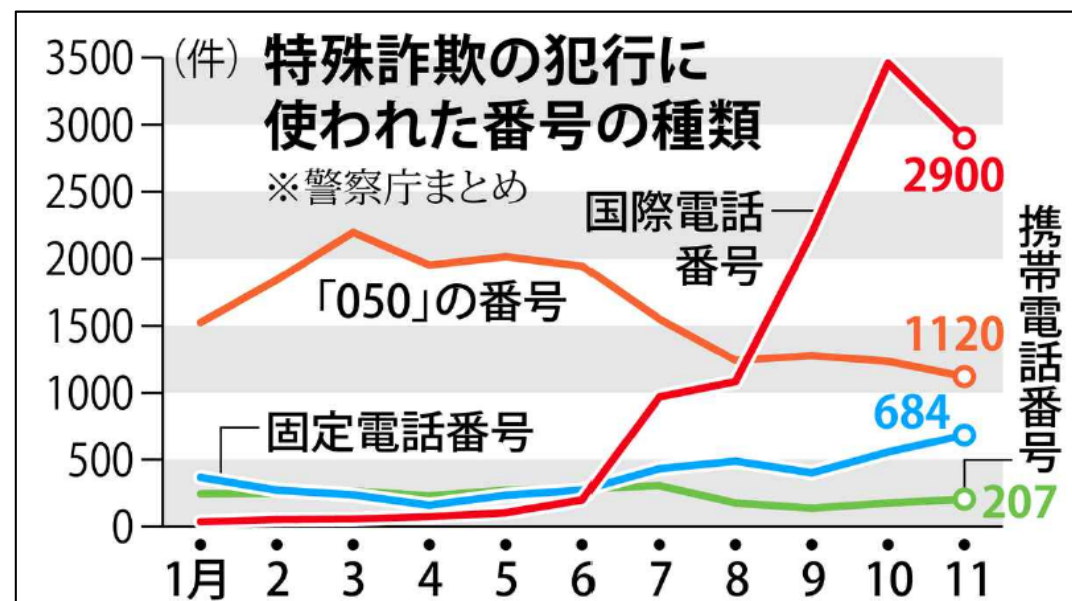
※警察庁公表資料に基づき作成

© 2024 TCA

5

<出典> 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第1回）

資料1-4「特殊詐欺に利用された固定電話番号等に関する取組みについて」より抜粋



<出典> 「国際電話番号からの特殊詐欺、昨年最多に アプリ悪用か 警察が注意呼びかけ -」
(令和6年1月12日 産経新聞)

事業者における取組

- 番号提供の際に実施する取組として、事業者ヒアリングでは、① 電気通信番号使用計画の認定の確認、② 提供番号数の制限、③ 本人確認、④ 当人確認、⑤ 与信審査、⑥ 二次卸の禁止、の紹介があった。
- 各項目については、特殊詐欺対策の効果等を考慮すると次のように考えられるのではないか。

① 電気通信番号使用計画の認定の確認

- 番号を使用する全ての事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要があり、認定を受けていない事業者に番号の提供を行うことは、番号の適正な管理の観点からも問題である。
- このため、番号を提供しようとする際には、契約の相手方事業者が総務大臣から使用計画の認定を受けていることを確認する必要があるのではないか。
- 具体的な確認の方法については、契約の相手方が受けている認定に応じて、次のとおりとすることが適切と考えられないか。
 - 指定事業者・非指定事業者 : 総務大臣が発行する「電気通信番号使用計画認定証」又は「電気通信番号使用計画変更認定証」
 - みなし認定事業者 : 当該事業者が作成した「標準電気通信番号使用計画」及び総務大臣が発行する電気通信事業者の登録又は届出番号の通知書
- 現行制度においても、番号を使用する卸電気通信役務の提供を行う際には電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認することが定められているが、具体的な確認の方法は定めがないことから、今般の見直しの際に一元化することが適切ではないか。

② 番号の提供数の制限

- 最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、特殊詐欺に使用された番号は一定の期間、再使用されないケースも多く、番号の有限資源性の観点から問題である。
- このため、短期間で電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、事業実績を確認し、実績の少ない事業者には大量の番号を提供しないよう制限を設けることが有効ではないか。
- 具体的には、例えば、事業実績が6ヶ月未満の事業者には提供可能な番号を50番号に制限してはどうか。

事業者における取組

③ 本人確認

- ・ 契約時の本人確認については、「犯収法」及び「携帯電話不正利用防止法」でも義務づけられていることを踏まえれば、これを義務づけても事業者に新たに大きな負担を課すものではないと考えられる。
- ・ 一方で、番号使用計画の認定手続では、電気通信事業の登録又は届出の有無を確認しており、登録又は届出の手続では登記事項証明書や住民票の写しが提出されている。
- ・ このため、①の電気通信番号使用計画の認定の確認を行えば、本人確認を行ったといえ、新たに本人確認を義務づけることは重畳的な義務づけになりかねず、認定の確認で足りるのではないか。

登録の申請者又は届出者	提出書類
既存の法人であるとき	・ 登記事項証明書 又はこれらに相当する書類 ※申請者が法務省の商業・法人登記を行っている場合、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）等に基づき、登記事項証明書の添付を省略することができる。
法人を設立しようとする者であるとき	・ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び 住民票の写し 又はこれに相当する書類
個人であるとき	・ 住民票の写し 又はこれに相当する書類

④ 当人確認

- ・ 最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、この中には他人の名義を使用して法人を設立しているケースも存在することから、当人確認（契約における代表者等が本人確認書類の人物と相違ないか確認を行うこと）が有効とも考えられる。
- ・ 一方で、当人確認の義務づけは犯収法においてもハイリスク取引（なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引）に限定されていること、また、この実施を求めることは事業者への負担が大きいと考えられる。
- ・ このため、番号制度では、電気通信番号使用計画の認定の確認の確実な実施を優先することとし、当人確認の義務づけについては状況を見ることとしてはどうか。

⑤ 与信審査

- 短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に対しては、財務状況等を確認することも有効な手段の一つとなり得る。
- 一方で、与信審査は番号の卸元事業者が経営リスクの判断のため行う要素が高く、また、事業者の財務状況をもって番号の提供を行わないとすることは差別的取扱いを行うこととなりかねない。
- このため、番号制度の観点からは、与信審査を義務づける必要はないか。

⑥ 二次卸の禁止

- 総務大臣による認定制度を悪用し、認定を受けた事業者として他事業者から番号を入手して特殊詐欺の犯人グループに電話サービスを提供するケースが存在していることから、二次卸を禁止し、番号の最終利用者の管理を強化することも有効な手段と考えられる。
- 一方で、現実には、二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、この中で特殊詐欺等の犯罪に関与している事業者は一部に過ぎない。
- このため、二次卸の禁止は事業者に対する過度な規制となりかねず、また、社会的影響が大きいと考えられることから、この義務づけについては見送ることが適当ではないか。

事業者の取組と番号の犯罪利用対策の整理

犯罪に関与している事業者

(1) 電気通信番号使用計画の認定なし

例 事業者が認定を受けずに他の事業者から番号の提供を受けて役務提供した場合

考え方

認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供
(第50条の2第1項違反)

法律上の担保

200万円以下の罰金
(第186条第1項第8号)

事業者の取組

(2) 電気通信番号使用計画の認定あり

① 他人の名義を無断で使用

- 他人の名義を無断で使用[※]し、番号使用計画の認定を受けた場合。
[※] SNS等を通じて不正に取得、窃盗等

他人の名義を無断で使用して受けた認定は、不正の手段による認定に該当（不実記載）

認定の取消し
(第50条の9第2号)

電気通信番号使用計画の認定の確認

② 他人の名義を合意の上で使用

- 他人の名義を合意の上で使用[※]し、番号使用計画の認定を受けた場合
[※] 知人に名義貸しを依頼する等

法人設立時の名義貸しには、法的な制限はなし

なし

提供番号数の制限

制度の見直しについて

- 欠格事由の見直し
- 事業者における取組み
- 認定基準・認定の取消事由の見直し

認定基準・認定の取消事由の見直し

■ 認定基準の見直し

- 現行の認定基準は電気通信番号の使用の必要性・公平性・効率性の観点から規定されているが、今般、事業者が取組を義務づけることを踏まえ、この取組が講じられることを認定基準に追加してはどうか。
- また、事業者の取組状況の確認を容易とするよう、番号使用状況報告で求める事項として、みなし認定事業者も含む全ての場合に卸元事業者を追加すること等が考えられないか。

■ 認定の取消事由の見直し

- 現行の認定の取消事由には欠格事由への該当が含まれており、今般の欠格事由の追加によって、認定の取消事由も追加されることになるため、当面はこれで足りるのではないか。

○認定の取消事由（電気通信事業法第50条の9）

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
- 二 不正の手段により・・・認定を受けたとき
- 三 欠格事由（第50条の3各号）のいずれかに該当するに至ったとき
- 四 適合命令（第51条）に違反したとき

(参考) 年1回の使用状況報告の内容 (現行)

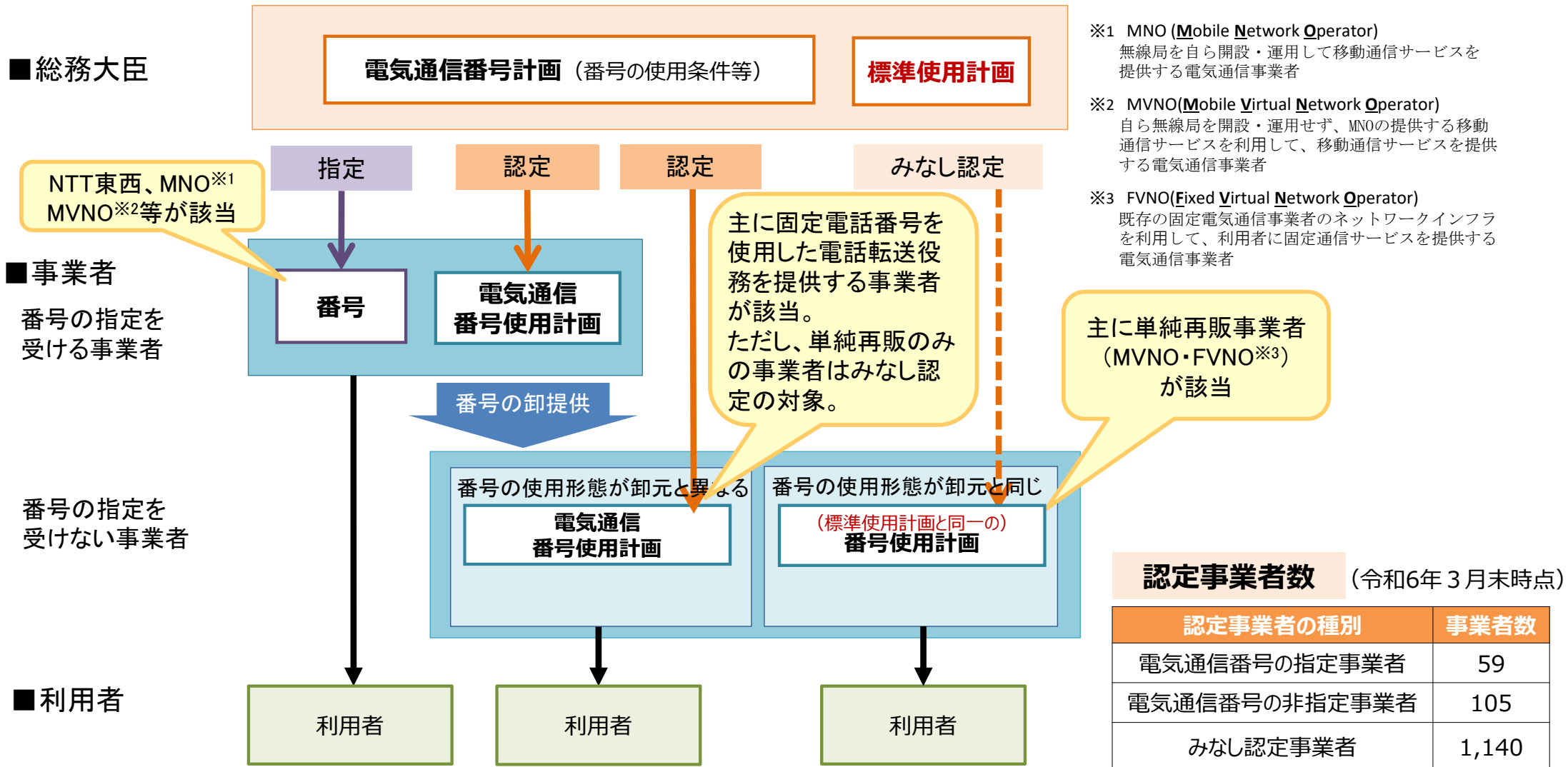
報告対象番号 (IMSIは対象外)	自ら指定を受けた 利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する 利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	—	○	—
✓ 電気通信番号使用計画の作成 状況 (作成日・最終更新日等)	—	—	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	—
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	—	—
永続的に使用予定のない番号 数	○	—	—
番号休止数	○	—	—
番号ポータビリティ実施状況	○	—	—
卸電気通信役務の提供状況	○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る		

参考

(参考) 電気通信番号制度の概要

- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用するすべての電気通信事業者※は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須。
- 総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画（総務省告示）を公示。

※ 電気通信事業法第9条による登録を受ける電気通信事業者及び第16条による届出を行った事業者



- ※1 MNO (Mobile Network Operator)
無線局を自ら開設・運用して移動通信サービスを提供する電気通信事業者
- ※2 MVNO (Mobile Virtual Network Operator)
自ら無線局を開設・運用せず、MNOの提供する移動通信サービスを利用して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者
- ※3 FVNO (Fixed Virtual Network Operator)
既存の固定電気通信事業者のネットワークインフラを利用して、利用者に固定通信サービスを提供する電気通信事業者

(参考) 認定の流れと違反時における法律(※)上の担保

※電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

認定の流れ等

- 凡例
- 総務大臣において対応する事項
 - 電気通信事業者において対応する事項

電気通信番号使用計画の**認定申請**

**審査：欠格事由の該当性
認定基準への適合性**

電気通信番号使用計画の**認定**
(+ 電気通信番号の**指定**)

電気通信番号使用計画の**変更認定申請**

**審査：欠格事由の該当性
認定基準への適合性**

変更認定 (+ 番号指定)

※電気通信番号の指定の追加・削減についても、電気通信番号使用計画の変更として認定申請が必要

※軽微な変更については、その旨を遅滞なく総務大臣に届け出る必要。

違反時における法律上の担保

認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供
(第50条の2第1項違反)

200万円以下の罰金
(第186条第1項第8号)

変更の認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供
(第50条の6第1項違反)

200万円以下の罰金
(第186条第1項第9号)

認定を受けた電気通信番号使用計画と異なる役務を提供

適合命令
(第51条)

従わない場合

認定の取消し
(第50条の9第4号)

- 認定の取消事由(電気通信事業法第50条の9)
- この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
 - 不正の手段により・・・認定を受けたとき
 - 欠格事由(第50条の3各号)のいずれかに該当するに至ったとき
 - 適合命令(第51条)に違反したとき

(参考) 電気通信番号使用計画の認定の基準

- 電気通信事業法第50条の4は、総務大臣は、認定の申請があった場合、その申請に係る**電気通信番号使用計画が当該条項に掲げる要件に適合していると認めるときは、認定をしなければならないと定めている。**
- **電気通信番号使用計画の認定の基準は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定。**

電気通信事業法に規定する認定基準（第50条の4）

- 電気通信番号使用計画が**電気通信番号計画に照らし適切であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし**指定可能であること**
- **その他総務省令で定める条件に適合していること**

電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）総則

- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること
- 電気通信番号の使用は**電気通信役務の提供のために必要なものに限ること**
- 利用者が**公平に**電気通信番号を使用できるようにすること
- 電気通信番号の**効率的な使用を**図ること
- 利用者設備識別番号については、使用に関する条件によること

電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する認定基準（第6条）

- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供に**必要かつ合理的であること**
- 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号が、**相当程度の需要が見込まれ、役務提供計画に確実性があること**
- 付番に関する事項が、利用者に対する**公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保していること**
- 電気通信番号の管理に関する事項が、卸電気通信役務の提供の観点からも適切であること

(参考) 認定後の対応

認定後の対応

凡例 電気通信事業者 総務省

電気通信番号の使用状況を報告 (年1回)

使用状況報告に基づき、
事業者リストを総務省のWebページに公開

違反時における法律上の担保

報告を行わなかったとき、
若しくは虚偽の報告を行ったとき
(第166条第1項違反)

30万円以下の罰金
(第188条第17号)

(使用状況報告の内容)

報告対象番号 (IMSIは対象外)	自ら指定を受けた 利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する 利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	-	○	-
✓ 電気通信番号使用計画の作成状況 (作成日・最終更新日等)	-	-	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	-
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	-	-
永続的に使用予定のない番号数	○	-	-
番号休止数	○	-	-
番号ポータビリティ実施状況	○	-	-
卸電気通信役務の提供状況	○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る		

(参考) 電気通信番号の使用状況報告内容①

自ら指定を受けた利用者設備識別番号に係る報告

様式第28 (第8条関係) 第1表

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けた番号 (0AB~J) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

番号 区画	番号使用数(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号 休止 数	番号 ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	合計
	(1)う ちアナ ログ電 話	(2)う ち総合 デジタル 通信サ ービス	(3)う ちI P 電話	(4)う ちワイ ヤレス 固定電 話	(5)う ちダイ ヤルイ 番号 使用数	(6)う ち利用 者から 見えな い形で 使用さ れるも のの数	うち 卸提 供数	うち 永続 的に 使用 予定 のな いも のの 数			
合計											

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無
あり (番号区画:)
なし

様式第28 (第8条関係) 第2表

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けた番号 (0AB~J以外) / 番号使用状況)

年3月31日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信 番号の種 別	番号使用数		番号未使用数			番号休止 数	番号ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数			
合計								

様式第28 (第8条関係) 第3表

電気通信番号の使用に関する報告
(番号ポータビリティ実施状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号 の種別	番号ポータ ビリテ ィに係 るポ ート イン 数	番号ポータビリティに係るポートアウト数		
		うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数	うち対面で 手続した数	うち電話で 手続した数

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

様式第28の2 (第8条関係) ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務 (利用者設備識別番号) の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

(参考) 電気通信番号の使用状況報告内容②

卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定以外）

様式第28の3（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
(自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定）

様式第28の4（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告
(みなし認定/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数				
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から
年 3 月 31 日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（目的）

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第七条第二項第七号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 業務区域
- 四 電気通信設備の概要
- 五 その他総務省令で定める事項

2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

（登録の拒否）

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者
- 五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないこと認められる者

2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 業務区域
- 四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）
- 五 その他総務省令で定める事項

- 2 電気通信事業者以外の者が第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。
- 3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 6 第一項の届出をした者が第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。

第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

一 次に掲げる電気通信番号の別

イ 利用者設備識別番号（利用者の端末設備（第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。）を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。）

ロ 利用者設備識別番号以外の電気通信番号

二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

イ 重要通信の取扱いに関する条件

ロ 番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。）に関する条件

ハ 使用の期限

3 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（電気通信番号使用計画の認定等）

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

- 一 電気通信番号の使用に関する事項
 - 二 付番（利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。）をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項
 - イ 付番に関する事項
 - ロ 利用者設備識別番号の管理に関する事項
 - ハ 利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項
 - 三 前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 総務大臣が第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、電気通信事業者（次条各号のいずれかに該当するものを除く。）が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

- 一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なるものであること。
- 二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

第五十条の五 前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

（変更の認定等）

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（承継）

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の八 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき。
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
- 三 電気通信事業の全部を廃止したとき。
- 四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

参照条文（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号））

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第五十条の十 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

- 一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。
- 二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等）

第五十条の十一 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

（電気通信番号計画への記載）

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

- 一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。
- 二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。
- 三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。
- 四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。
- 五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

（適合命令）

第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第百二十一条第二項の規定による命令又は処分違反したとき。

四～六 （略）

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更したとき。

（電気通信事業の登録申請）

第四条 法第十条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人（以下「国内代表者等」という。）の電話番号及び電子メールアドレス

3 法第十条第二項の法第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面は、様式第二によるものとする。

4 法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 様式第三によるネットワーク構成図

二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 申請者の行う電気通信事業以外の事業の概要

四 申請者が既存の法人であるときは、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

ロ 役員の名簿及び履歴書

五 申請者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 申請者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類

七 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又はこれに相当する書類

ロ 履歴書

八 申請者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 申請者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

九 申請者が外国法人等であるときは、申請者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分の通知及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

十 その他その電気通信事業の登録の申請に関し特に必要な事項を記載した書類

参照条文（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（電気通信事業の届出）

第九条 法第十六条第一項の規定による電気通信事業の届出をしようとする者は、様式第八の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 様式第三によるネットワーク構成図

二 提供する電気通信役務に関する様式第四による書類

三 当該届出を行おうとする者が既存の法人であるときは、定款及び登記事項証明書又はこれらに相当する書類

四 当該届出を行おうとする者が法人を設立しようとする者であるときは、次に掲げる書類

イ 定款又はこれに相当する書類

ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

五 当該届出を行おうとする者が前号に規定する者以外の団体であるときは、次に掲げる書類

イ 定款、規約等当該団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類

ロ 役員の名簿及び住民票の写し又はこれに相当する書類

六 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

七 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

ロ 当該届出を行おうとする者の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

八 当該届出を行おうとする者が外国法人等であるときは、当該届出を行おうとする者の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分のお知らせ及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

九 法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

2 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号及び電子メールアドレス

二 外国法人等にあつては、国内代表者等の電話番号及び電子メールアドレス

3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十六条第一項第一号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 当該届出を行おうとする者が法人であるときは、登記事項証明書又はこれに相当する書類

ロ 当該届出を行おうとする者がイに規定する者以外の団体であるときは、当該変更が行われたことを証する書類

ハ 当該届出を行おうとする者が個人であるときは、住民票の写し又はこれに相当する書類

二 法第十六条第一項第二号の事項の変更の届出をしようとする場合 次に掲げる書類

イ 国内代表者等を変更した場合にあつては、次に掲げる書類

（1）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

（イ）変更後の国内代表者等が法人の場合 当該国内代表者等の登記事項証明書

（ロ）変更後の国内代表者等が個人の場合 当該国内代表者等の住民票の写し

（2）変更後の国内代表者等に、法の規定により総務大臣が行う処分のお知らせ及び第六十一条の三の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第二の二による書類

ロ イの場合以外の場合にあつては、当該変更が行われたことを証する書類

4 法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

- 5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図（記載事項に変更がある場合に限る。）及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）を添えて提出しなければならない。
 - 一 当該認定電気通信事業者が全部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の二の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第一号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の三の届出書並びに全部認定証の写し
 - 二 当該認定電気通信事業者が一部認定事業者である場合であつて、当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第九の四の申請書兼届出書並びに第四十条の十四第一項第二号イ及びロに掲げる書類又は様式第九の五の届出書、同号ハ及びニに掲げる書類並びに一部認定証の写し
 - 三 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止する場合は、様式第九の六の届出書
 - 四 当該届出に係る変更について法第二百二十二条第一項の変更の認定を受け、又は同条第二項の規定による届出をせず、自らの認定電気通信事業を廃止しない場合は、様式第九の七の届出書並びに第四十条の十四第一項第二号ハ及びニに掲げる書類
- 7 法第十六条第四項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。
 - 一 業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
 - イ 提供区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加を伴うものを除く。）及び減少
 - ロ 既に国際電気通信役務に係る取扱対地の国又はこれに準ずる地域について法第十六条第一項の届出（同条第四項の届出をした場合は、当該届出。次号イにおいて単に「届出」という。）をした場合における取扱対地の国又はこれに準ずる地域の変更
 - ハ 法第一百七条第一項の認定を受け、特定移動通信役務を提供し、又は基礎的電気通信役務若しくは指定電気通信役務を提供する場合であつて、これらの電気通信役務について特段の業務区域を定めるときにおける業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
 - （1）業務区域の増加にあつては、次に掲げるもの
 - （イ）利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加（端末系伝送路設備の設置の区域の増加（次号イに該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
 - （ロ）他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域の増加
 - （2）業務区域の減少
 - 二 電気通信設備の概要の変更にあつては、次に掲げるもの
 - イ 既に届出をした端末系伝送路設備の設置の区域が存する市町村（特別区を含む。）内における端末系伝送路設備の設置の区域の増加
 - ロ 中継系伝送路設備の設置の区間の増加（業務区域の増加（前号に該当するものを除く。）を伴うものを除く。）
 - ハ 伝送路設備の設置の区域及び区間の減少
 - ニ 伝送路設備以外の電気通信設備（事業用電気通信設備に限る。）の設置の区域の増加及び減少
 - 三 特定地域において臨時的に変更するもの